

7. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ)

大村市の景観特性から、景観拠点及び景観軸として位置付けた景観資源のうち、道路、河川・海岸、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素の一つとなっており、今後ともその景観の特徴を維持・保全していくことが期待されています。

これらの公共施設のうち、指定方針を満し特に景観形成上重要な役割を果たす公共施設については、施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項を定めるものとします。

なお、景観重要公共施設とは、景観計画区域内にある良好な景観形成のために重要な次の特定公共施設をいいます。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①道路法による道路 | ⑤港湾法による港湾 |
| ②河川法による河川 | ⑥漁港漁場整備法による漁港 |
| ③都市公園法による都市公園 | ⑦自然公園法による公園事業に係る施設 |
| ④海岸法による海岸保全区域等に係る海岸 | ⑧その他政令で定める公共施設 |

7-1 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設の指定方針は、次のとおりです。

- 景観の骨格を形成する景観拠点や景観軸等の一部を構成するなど、良好な景観の構成要素として欠かせない公共施設
- 施設整備や改修等により周辺景観との調和に多大な影響を及ぼすと予想される公共施設
- 地域の顔となるような景観を創出する公共施設

7-2 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備に関する方針は、次のとおりです。

○道路整備の方針

- ・都市空間におけるオープンスペースの確保や緑の連続性に配慮した幅員構成による道路整備及び街路樹の整備・管理に努めること。
- ・地形を極力活かした線形とし、法面や擁壁が小さくなるよう設計に努めること。
- ・街路樹は、沿道の土地利用や施設の状況を踏まえ、景観の調和に配慮した樹種の選定及び配置とし、適正な維持・管理に努めること。
- ・照明、ガードレール、案内標識等の道路附属施設の意匠・形態は、歩道や沿道の建築物・街路樹等と調和するよう努めること。

- ・道路・歩道の舗装・仕上げは、沿道景観と調和するよう努めること。
- ・眺望のよい箇所では、駐車スペースの確保に努めること。

○河川・海岸整備の方針

- ・護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものを用地、自然と調和した河川・海岸景観の形成に努めること。
- ・緑の連続性に配慮して、河川沿いの樹木などの保全を進めるよう努めること。
- ・河川・海岸沿いでの景観を楽しみながら、安全・快適に歩ける親水性を考慮した遊歩道の確保に努めること。

○公園整備の方針

- ・眺望景観を楽しめる造成及び施設の配置に努めること。
- ・樹形が美しく、季節を感じることが出来る樹木の配置に努めること。
- ・いつでも美しい景観を楽しめる場とするため、植栽の剪定、遊具等の管理及び清掃を適切に行うよう努めること。

○その他公共施設整備の方針

- ・眺望景観を阻害しない施設の配置に努めること。
- ・大規模建築物は、周囲との調和を図るため、壁面分節化等によりまちなみの連続性の確保に努めること。
- ・市街地からの山並みの眺望を確保するため、建築物の高さの設定に努めること。
- ・道路より後退し、圧迫感を緩和するよう公共空間の確保に努めること。
- ・周囲を緑化し、周辺の景観にうるおいを与えるよう努めること。
- ・法面や擁壁等を造成する場合は、緑化ブロックや化粧型枠を用いて良好な景観整備に努めること。

7-3 景観重要公共施設に係る占用許可の方針

景観重要公共施設の占用許可に関する方針は、次のとおりです。

- ・眺望景観を阻害しないように努めること。
- ・周辺の自然環境及び歴史的環境と調和するよう努めること。
- ・連続して設置する物件については、統一感のある形態及び意匠に努めること。